

(多角路線の選定)  
 第十条 基準点測量における多角路線(以下単に「多角路線」という。)は、基本三角点を結合する多角網を形成するよう努めなければならぬ。

2 多角路線の選定に当たっては、与点の現況調査を行い、異状の有無を確認するものとする。

(選点図)

第十一条 基準点及び多角路線の選定の結果は、基準点選点図に取りまとめるものとする。

(標識)

第十二条 基準点には、標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

3 第一項の基準点については、点の記を作成するものとする。

(多角路線の選定)  
 第十条 基準点測量における多角路線(以下単に「多角路線」という。)は、多角網又は単路線を形成するように努めなければならぬ。

2 基準点測量における三角網(以下単に「三角網」という。)は、三角網を構成する三角形が正三角形に近くなるように、かつ、三内角を直接観測できるように努めなければならぬ。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三内角のうち一内角を補角とすることができる。

3 多角路線及び三角網の選定に当たっては、与点の現況調査を行い、異状の有無を確認するものとする。

(選点図)

第十一条 基準点、多角路線及び三角網の選定の結果は、基準点選点図に取りまとめるものとする。

(標識)

第十二条 与点及び新設する基準点には、標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

3 第一項の与点及び新設する基準点については、点の記を作成するものとする。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第七十七条の規定を実施するため、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令

土地区画整理法施行規則(昭和三十年建設省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後

目次

第一章 規準、規約、定款、事業計画等に関する認可申請手続等(第一条—第四条の五)

第二章 事業計画の内容及び技術的基準等(第五条—第十条の二)

第三章 住宅先行建設区、市街地再開発事業区及び高度利用推進区への換地の申出等(第十条の二の二—第十条の七)

第四章 換地計画の認可申請手続及び内容(第十一条—第十四条)

第四章の二 指定検定機関(第十四条の二—第十四条の十三)

第五章 雑則(第十五条—第二十五条)

附則

(大都市等の特例)

第二十五条 令第七十七条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が土地区画整理事業に関する事務を処理する場合においては、第三条の見出し、第四条の五第一項、第十一条及び第十五条(見出しを含む。)中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条の二第四号中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第四条の五第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と読み替えるものとする。

2 令第七十七条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が土地区画整理事業に関する事務を処理する場合におい

改正前

目次

第一章 規準、規約、定款、事業計画等に関する認可申請手続等(第一条—第四条の五)

第二章 事業計画の内容及び技術的基準等(第五条—第十条の二)

第三章 住宅先行建設区、市街地再開発事業区及び高度利用推進区への換地の申出等(第十条の二の二—第十条の七)

第四章 換地計画の認可申請手続及び内容(第十一条—第十四条)

第四章の二 指定検定機関(第十四条の二—第十四条の十三)

第五章 雑則(第十五条—第二十三条)

附則

(新設)

第二十三条 令第七十七条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が土地区画整理事業に関する事務を処理する場合においては、第三条の見出し、第四条の五第一項、第十一条及び第十五条(見出しを含む。)中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条の二第四号中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第四条の五第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と読み替えるものとする。

ては、第三条の見出し、第四条の五第一項、  
 第十一条及び第十五条（見出しを含む。）中  
 「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により縦覧に供された事業計画に係る土地区画整理事業については、この省令による改正後の土地区画整理法施行規則第二十五条第一項の規定により読み替えて適用される同規則第四条の五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十七号

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百九条第一項及び第二項第六号の規定に基づき、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(買受計画の認定の申請)</p> <p><b>第五十三条 (略)</b></p> <p>2 法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 要除却認定マンシヨンについてのマンシヨン敷地売却決議の予定時期</p> <p>二 一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る要除却認定マンシヨンを含むものに限る。）の全部が要除却認定マンシヨンであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンシヨン」という。）の敷地</p>	<p>(買受計画の認定の申請)</p> <p><b>第五十三条 (略)</b></p> <p>2 法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、要除却認定マンシヨンについてのマンシヨン敷地売却決議の予定時期とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

（団地内マンシヨンが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンシヨンの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンシヨンの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンシヨン及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンシヨン（当該買受計画に係る要除却認定マンシヨン及びすでに買受計画の認定の申請がなされた要除却認定マンシヨンを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期

様式第18 (第五十三条関係)

買 受 計 画 書

決議要除却認定マンシヨンの位置及び住戸の数

[所在]
[住宅戸数]

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

[氏名又は名称]
[住所又は主たる事務所の所在地]

1. ～ 6. (略)

7. 他の要除却認定マンシヨンの買受計画の認定を申請する予定時期（当該買受計画に係る要除却認定マンシヨンが、団地内マンシヨンである場合に限る。）

[申請予定年月日] 年 月 日
-----------------

様式第18 (第五十三条関係)

買 受 計 画 書

決議要除却認定マンシヨンの位置及び住戸の数

[所在]
[住宅戸数]

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

[氏名又は名称]
[住所又は主たる事務所の所在地]

1. ～ 6. (略)

(新設)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。